

新型コロナウイルス感染症対策

令和2年度一般会計 補正予算(第2号)の概要

令和2年4月28日

新型コロナウイルス感染症対策

令和2年4月20日
閣議決定

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
令和2年度一般会計補正予算(第1号)

一般会計補正予算額 25兆6,914億円
うち新型コロナウイルス感染症緊急対策関係経費 25兆5,655億円

令和2年4月20日
総務省

特別定額給付金

市区町村に対し、国の補正予算の成立時期にかかわらず、補正予算の早期の編成・成立に向けて手続きをすすめていただきたい旨の通知

令和2年4月21日
三重県

新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金

緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける中小企業・小規模事業者に対して、県・市町が協調して協力金を交付
1事業所あたり50万円(県負担25万円 市町負担25万円)

令和2年4月28日

本日、5月1日(金)に臨時議会を招集する旨の告示

令和2年度一般会計補正予算(第2号)

新型コロナウイルス感染症対策

補正総額

286億7,480万円

① 特別定額給付金の給付に係る経費

給付費 277億2,000万円 事務費 2億4,500万円

財源 国からの補助金(補助率10/10)

279億6,500万円

② 子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る経費

給付費 3億2,000万円 事務費 1,480万円

財源 国からの補助金(補助率10/10)

3億3,480万円

③ 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金

負担金 3億7,500万円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

3億7,500万円

①特別定額給付金

【補正額】279億6,500万円

概要

新型コロナウイルス緊急経済対策として、簡素な仕組みで、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一人につき10万円の特別定額給付金を支給する。

対象者数(見込) 27万7,200人

【給付事務担当】

新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室

支給額

一人につき10万円

基準日

令和2年4月27日

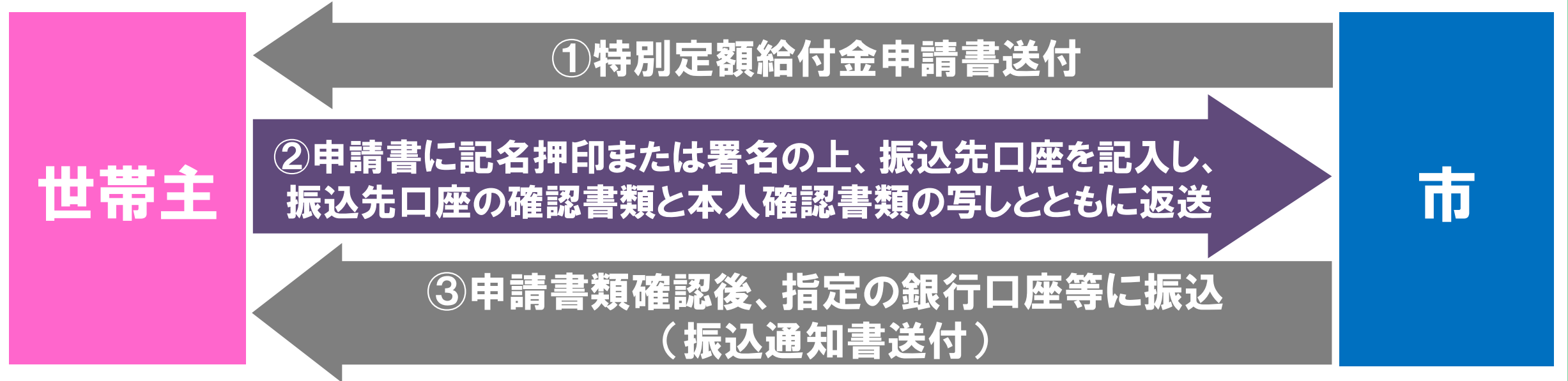
対象者

基準日に津市に住所を有する人

(※住民基本台帳に記録されている人)

①特別定額給付金

事業スキーム



※申請は、郵送のほか、マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請も可能

スケジュール

申請書送付時期 5月11日から順次発送

振込時期 5月13日振込開始(予定)

申請書返送期限 8月12日

②子育て世帯への臨時特別給付金

【補正額】3億3,480万円

概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給する。

支給額

対象児童一人につき1万円

基準日

令和2年3月31日

対象児童

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童
(3月分の対象となる児童を含む)

※令和2年3月31日までに生まれた児童が対象

※特例給付による受給世帯を除く

②子育て世帯への臨時特別給付金

事業スキーム

子育て
世帯

①案内チラシを送付

※受給を希望しない場合は、案内チラシに同封される届出書を
5月27日(予定)までに市へ返送してください。

②児童手当登録銀行口座等に振込(振込通知書送付)

市

▶ 改めての申請を要しない

※公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請することから、別途対応となります。

スケジュール

案内チラシ発送時期

5月14日(予定)

振込時期

6月15日(予定)

③新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金

【補正額】3億7,500万円

概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、三重県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただいている市内の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)に対して、**三重県と津市が協調して**協力金を交付する。

三重県予算 50億円(10,000件分)

(1件50万円 県負担額:25万円 市町負担額:25万円)

津市予算 3億7,500万円(1,500件分)

支給額

1事業者につき50万円

対象要件

- ① 緊急事態措置期間中(令和2年4月20日から5月6日まで)に休業及び夜間営業(20時から翌朝5時)の自粛の要請に全面的に御協力いただいていること。
- ② 4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること。

③新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金

事業スキーム

対象
事業者

①申請書を三重県ホームページまたは津市事業者向け相談窓口(商業振興労政課、ビジネスサポートセンター、各総合支所地域振興課)で入手

②申請書及び休業または営業時間を短縮したことが証明できる書類などを添付し送付

③申請書類確認後、協力金の支払

三重県

申請期間・申請方法

申請期間

4月27日から5月22日まで(必着)

申請方法

郵送のみ ※WEB及び持参による申請不可

申請(郵送)先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部 新型コロナウイルス感染症
拡大阻止協力金係あて

お問い合わせ先

① 特別定額給付金

**新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内
窓口**

電話番号 059-229-3576

【5月11日から】

**新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等
推進室**

電話番号 059-229-3574

② 子育て世帯への 臨時特別給付金

健康福祉部こども支援課

電話番号 059-229-3155

③ 新型コロナウイルス 感染症拡大阻止 協力金

三重県庁内

**新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる
休業要請相談窓口**

電話番号 059-224-2335

GW期間中に開設 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 事業者向け特設窓口



令和2年4月28日

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け特設窓口

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える資金繰りを始めとした不安を解消するため、市内各金融機関が開設する休日相談窓口と連携し、GW期間中において、下記の主な業務に関する事業者向け特設窓口を開設します。

主な窓口業務(市認定事務)	
セーフティネット保証	経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して、一般保証枠とは別枠(最大2.8億円)の保証を対象とする資金繰り支援制度。
三重県新型コロナウイルス感染症対応資金	国の補正予算に対応した、信用保証料ゼロ、当初3年間無利子となる新たな融資制度(5月1日から取扱い開始予定)。

特設窓口の概要			
開設期間	令和2年5月2日(土)～5月6日(水) 午前10時～午後4時		
開設場所	津リージョンプラザ1階ロビー	窓口数	3箇所
電話番号	059-229-3114	職員数	8名程度

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた GW中の市内観光地における取り組み 今後の対策と皆様へのお願い



令和2年4月28日

感染症拡大防止に向けた三重県の状況等について

感染防止対策徹底のお願い

○外出自粛の徹底

- ・生活の維持に必要な場合を除く移動の自粛のお願い
県境を越える移動の自粛
県内における移動の自粛
特に大型連休中における移動の自粛

○県外の方へのお願い

- ・県外の方への三重県への移動の自粛のお願い
- ・県外のご家族等に対する帰省や訪問の自粛の呼びかけのお願い

三重県緊急
事態措置
令和2年4月20日

三重県の感染状況

- 4月23日現在、三重県の感染者の内、約93%が県外で感染または、県外の持ち込みから端を発したものと考えられる

県外との往来の回避が必要

- 全国の方へ、都道府県をまたいだ帰省や旅行、観光の自粛のお願い
県外のご家族等に対する帰省や来訪の自粛の呼びかけのお願い

県知事からの
メッセージ
令和2年4月23日

これまでに講じた対策とその結果

キャンプ場等の閉鎖(4月15日発表)

アウトドアブームにより県内外から多くの利用者が見込まれた津市が所有するキャンプ場等の広域的な集客機能を有する滞在型の施設について、一斉に4月18日(土)から5月10日(日)まで閉鎖。

○キャンプ場7施設 ○宿泊施設1施設 ○公園施設1施設

海の家営業自粛にともなう市が管理する観光駐車場の閉鎖(4月22日発表)

全国緊急事態宣言並びに三重県緊急事態措置により移動の自粛や県外から県内への移動の自粛等が示されたことを踏まえ、御殿場海水浴場及び香良洲海水浴場における各海の家が営業自粛を決断されたことにともない、津市が管理する2箇所の観光駐車場を海を家の営業自粛期間と合わせ4月23日(木)から5月6日(水)まで閉鎖。

○御殿場林跡駐車場 ○御殿場緑地内駐車場



結果

○キャンプ場等については、ご予約いただいた皆様から閉鎖のご理解を得られた。
○県外からの来訪の自粛が呼びかけられているものの、海岸等においては、県外から観光客が多く、海岸堤防上に路上駐車が発生している。

ゴールデンウィークに向けた取り組み

津市としての取組

- 4月25日から路上駐車防止に向けて、御殿場に交通誘導のための警備員を配置（最大11名で対応）

三重県の対応

- 津建設事務所による海岸堤防への車両の通行規制の実施
（河芸地区海岸堤防・阿漕浦海岸堤防）
期間:令和2年4月28日(火)午後
～5月 7日(木)午前
※津市から要請し、協議して決定

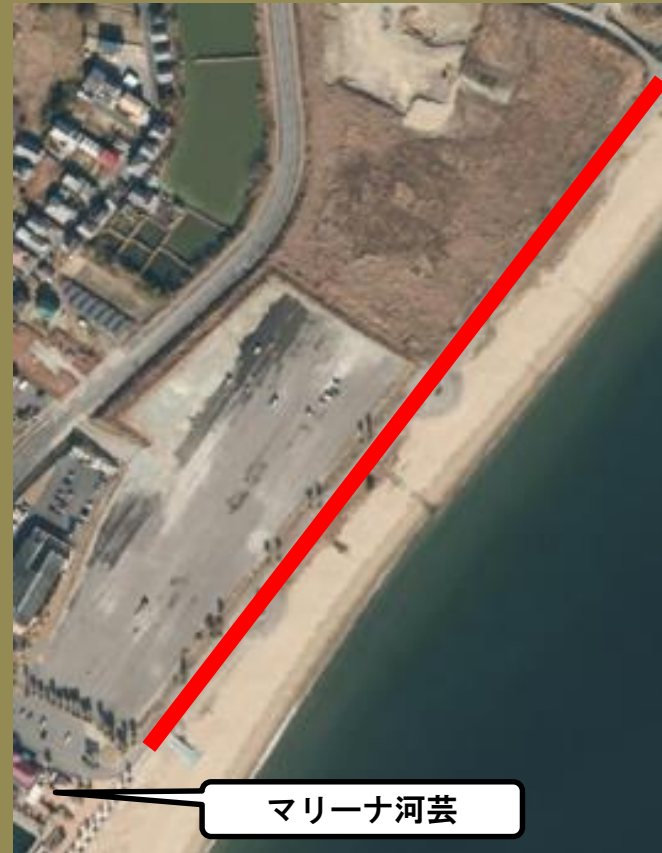
津警察署・津南警察署への要請

- 地域住民の皆様が安心できるようにパトカーによる巡回の強化を要請

海岸堤防の車両通行禁止区間

河芸地区海岸

マリーナ河芸北側（約520m）



阿漕浦海岸

県営住宅結城団地～
御殿場海岸広場
（約400m）



阿漕浦海岸・御殿場海岸の取り組みの概要

阿漕浦海岸 北側



御殿場海岸



御殿場海岸周辺の交通誘導員の配置状況



🏠 STAY HOME 🏠

県境を越えての訪問

堤防や商業施設への迷惑駐車

やめよう自粛無視、やめよう迷惑行為

今は我慢のとき。力を合わせてこの難局と一緒に乗り越えましょう!

新型コロナウイルス感染症対策

津市における臨時休業延長と 子どもの居場所確保

令和2年4月28日

津市における臨時休業延長と子どもの居場所確保

令和2年4月10日 三重県から「感染拡大阻止緊急宣言」が出される

津市立の小・中・義務教育学校、幼稚園及び認定こども園(1号認定)の臨時休業について

・令和2年4月15日(水)～5月6日(水)

新型コロナウイルス感染防止及び子どもたちの命と健康を最優先に考え、子どもたちへの感染拡大防止のための措置として

国が「緊急事態宣言」を全都道府県に発令していることや三重県での感染状況を踏まえ、引き続き子どもたちへの感染拡大防止のための措置として

津市立の小・中・義務教育学校、幼稚園及び認定こども園(1号認定)の臨時休業延長について

◎ 令和2年5月7日(木)～5月31日(日)まで延長

- ・ 臨時休業の延長に伴って、児童の受け入れについては、放課後児童クラブと学校の間で改めて調整を行い、引き続き子どもの居場所の確保に努めます。
- ・ 児童生徒が家庭学習を適切に行うため、発達段階に応じた課題を準備する等の対応を行うとともに、家庭訪問や電話等により、学習状況等について継続的に把握に努めます。

※津市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業の2号認定・3号認定子どもにつきましても、登園自粛の要請期間を5月31日まで延長します。